

公 示

補給統制本部公示第 89 号

令和 8 年 1 月 26 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 清水 和彦

令和 8 年度装備品等（誘導武器関連）に係る各種契約希望募集要項

装備品等（誘導武器関連）の製造、販売及び役務等に係る契約を希望する者は下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に付する予定品目等

別表のとおり。

2 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第 5 号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 補給統制本部が定める「入札及び契約心得」（特に輸入品について注意すること。）及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。
- (9) 法令等（武器等製造法、航空機製造事業法、火薬類取締法等）の規定による許可等が必要な場合は、当該許可等を有する者であること。ただし、許可等の取得に向けて所管官庁と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む。）。
- (10) 応募する品目について、必要となる他企業との技術援助契約等を締結している必要がある場合には、その証明資料の提出等が可能な者であること。ただし、契約締結に向けて他企業と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む。）。
- (11) 契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関し、法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。ただし、調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む。）。
- (12) 公募しようとする予定品目等について、製造又は役務の場合は、技術、設備等を有し、売買に当たって販売権を必要とする場合は、当該販売権を有し（取得中である場合には、それを証明する資料を提出すること。）、納期を保証できる者であるとともに、不具合及び改修に関する対応が継続的に可能な者であること。
- (13) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと（ただし、市場価格等による場合は除く。）。

3 応募方法等

- (1) 応募する者は、別記様式の「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の事項を証明する資料を添え（審査結果通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒も同封）、1部持参又は郵送すること。

ア 競争参加資格審査結果通知書（写し）

競争参加資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

イ 必要な技術又は設備等、体制を証明する書類（組織図、実施計画、安全管理体制等。

なお、希望する品目又はこれと同種の品目等について補給統制本部、防衛省内の他機関等、あるいは、他省庁等への納入実績がある場合は、前記書類を納入実績一覧表（製造、販売及び役務等別、過去5か年）に替えることができる。）

ウ 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況（写し）

エ 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等

オ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

- (2) 受付期間 令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月27日（金）

持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。なお、この受付期間以降も当該年度3月31日まで随時受け付ける。

- (3) 受付時間 午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

- (4) 提出先 〒114-8564 東京都北区十条台1-5-70

陸上自衛隊補給統制本部調達会計部調達管理課審査調整班

電話 03-3908-5121（内線2522）

4 提出資料の審査等

- (1) 応募する者は、前項第1号で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料（外国語の場合は和訳文を含む。）（以下「技術資料」という。）を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 製造、検査、修理等に必要な技術、機械器具又は生産設備等を有することを証する書類

イ 公募に付する予定品目等の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等、製造企業と締結している技術援助契約を証明する書類（写し）

ウ 特許等工業所有権が必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類（写し）

エ その他必要書類

- (2) 申請書及び技術資料（以下「提出資料」という。）の提出者は、補給統制本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。

- (3) 提出資料の提出者は、補給統制本部の担当者から、製造体制等の調査のために工場等（下請者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

- (4) 提出資料により、品目ごとに、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限：審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

イ 提出場所：第3項第4号に同じ

ウ その他：書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 提出資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び第4項第1号から同項第3号に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、補給統制本部における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成、提出、説明、第4項第3号の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。
- (4) 提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

- (1) 品目ごとに調達要求があり、指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適

当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。

- (2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求を行わなければならない。

10 その他の注意事項

- (1) 別表の品目については、追加又は削除を行うことがある。
- (2) 別表の品目の細部についての問合せ先

陸上自衛隊補給統制本部誘導武器部補給計画課調達計画班

電話 03-3908-5121 (内線3534)

公 募 契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調 達 会 計 部 長 殿

所 在 地
会 社 名
代表者名

当社は、補給統制本部公示第 号（令和 年 月 日）の下記の登録番号の品目に関し、
提出資料を添えて応募します。
なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

（誘導武器）

N o	登録番号	N o	登録番号	N o	登録番号	N o	登録番号
1		8		15		22	
2		9		16		23	
3		10		17		24	
4		11		18		25	
5		12		19		26	
6		13		20		27	
7		14		21		28	

添付書類

- 1 競争参加資格審査結果通知書(写し)
- 2 必要な技術又は設備等及び体制を証明する書類（組織図、実施計画、安全管理体制等。なお、希望する品目又はこれと同種の品目等について補給統制本部、防衛省内の他機関等、あるいは、他省庁等への納入実績がある場合は、前記書類を納入実績一覧表（製造、販売及び役務等別、過去５ヵ年）に替えることができる。）
- 3 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況（写し）
- 4 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等

5 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

- * 添付する書類のみを記述する（ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については取消線を引くものとする）。

別 表

令和 8 年度公募予定品目

公 募 品 目 表

公募要件：①法令等、②仕様書に基づく技術、③製造試験を評価できる設備、④販売権等、

⑤特殊な技術・設備及び専用工具の保持

登録 番号	装置略号	調達予定品目	内容等	公募 要件	製造元	仕様書番号	調達予 定時期	備考
1	自走式水上 標的装置	自走式水上標的装置 の整備	整備・整備診 断・修理等	②	キネティック社	HGM-Y560007B	R8.2(準 備要求)	
2	対艦射場管 制装置	対艦射場管制装置の 整備	整備・整備診 断・修理等	⑤	日本電気(株)	HGM-Y500001Q	R8.2(準 備要求)	